

日本野球連盟（社会人野球）内規

（2025年12月10日）

1. 使用バットについて

日本野球連盟では、社会人野球で使用できる木製バットについて以下のとおりとする。

- (1) 公認野球規則（以下「規則」）3.02によるものとする。ただし、BFJアマチュア野球規則委員会と全日本野球バット工業会との合意に基づくバットでなければならない。

※BFJアマチュア野球規則委員会と全日本バット工業会の合意に基づくバットとは、所定の位置に「BFJロゴマーク」が押印されているものである。

- (2) 前記にもかかわらず木片の接合バット及び竹の接合バットの使用を認める。ただし、全日本バット工業会より公示されているブランドのものでなければならない。（全日本バット工業会加盟ブランドはJABAホームページに掲載）
- (3) テーパー部を樹脂等で補強したバットの使用を認める。ただし、規則3.02(c)に記載の範囲内とする。また、前記(1)および(2)のいずれかに該当するものでなければならない。
- (4) 着色バットの使用を認める。ただし、使用できる着色バットは、BFJアマチュア野球規則委員会運用基準によるものとする。

【着色バットに関する運用基準】

アマチュア野球で使用できる着色バットは以下のとおりとする。

- ① 使用を認める着色バットは、黒色・ダークブラウン系、赤褐色系及び淡黄色系とする。
 - ② 木目を目視できるものとする。
 - ③ 拙劣な塗装技術を用いていないものとする。（例えば、ボールに塗料が付着するなど。）
- (5) 前記(2)によるバットについては、着色バットに関する運用基準の②を適用しないものとする。

2. ヘルメットの着用について

- (1) ベースコーチは、攻撃期間中、コーチスボックス内においてヘルメットを着用しなければならない。
- (2) 攻撃期間中、打者および塁上の走者は両耳フラップヘルメットを着用しなければならない。
- (3) 打者、捕手、ベースコーチが使用するヘルメットは、（一財）製品安全協会が定めたSG基準に適合する製品でなければならない。

3. 試合中の電子通信機器の使用禁止について

監督、コーチ、選手、その他ベンチ入りを許可された者は、試合中、球場内においてスマートフォン、スマートウォッチ、パソコン、タブレット端末等の電子通信機器を使用することはできない。（違反した場合は、項番「12」の(1)⑥-Fを参照）

4. 試合から退いたプレーヤーが、ベースコーチになることを認める。(規則 5.10(d)[注])

5. 臨時代走

投球が打者の頭部に強く当たり走者となると、審判員の判断により、臨時代走を適用することができる。

臨時代走者は、走者となっている者、投手を除く直前の打順の者とする。

臨時代走を適用してから5分以内に攻守交代となった場合は、その適用から5分を経過する時間を目安として観察を続ける。「社会人野球申し合わせ事項」4)

攻撃側の監督は、観察終了後、選手を交代させるか、試合に復帰させるかを判断し、審判員に通告しなければならない。なお、選手を交代させる場合は、観察時間を待たずに通告することができる。

臨時代走の役割は、アウトになるか、得点するか、またはイニングが終了するまで継続する。臨時代走者に代走を起用することはできるが、元の選手はその後試合に出場できない。

また、臨時代走者の盗塁、得点、残塁等は、実際に塁上にいる選手(臨時代走者)に記録される。

6. 球審によって打ち切りを命じられた試合(コールドゲーム)が正式試合となる規程回数「5回」を「7回」に置きかえて、規則 7.01(d)の規程を適用する。

7. サスペンデッドゲーム(一時停止試合)の適用について、次のとおりとする。

(1) 次の状態で、7.01(c)の理由により打ち切られた試合は、サスペンデッドゲームとする。

① 正式試合となる前に、球審が試合の打ち切りを命じた場合

② 正式試合となった後に同点の状態で、球審が試合の打ち切りを命じた場合
(規則 7.01(d)、7.02(a)(2))

ただし、本項②において、下記(2)「A.」および「B.」のケースは除く。

また、本項②において、同「A.」および「B.」のケースを除き、各大会規約等により、その試合をサスペンデッドゲームとはせず、引き分けとすることもできる。

(2) 次の状態で、規則 7.01(c)の理由により打ち切られた試合は、サスペンデッドゲームとはせず、試合終了となる。

① 正式試合となった後に、同点ではない状態で、球審が試合の打ち切りを命じた場合、打ち切られた際の両チームの総得点でその試合を決する。(規則 7.01(e)(4))

② 正式試合となった後のある回の途中において、次の状態で、球審が試合の打ち切りを命じた場合、両チームが完了した最終均等回の総得点でその試合を決する。(規則 7.01(e)(4)[注]①・②)

A.先攻チームが打ち切られた回の表で得点して、後攻チームの得点と等しくなったが、表の攻撃が終わらないうち、または裏の攻撃が始まらないうち、あるいは裏の攻撃が始まっても後攻チームが得点しないうちに、球審が試合の打ち切りを命じた場合

B.先攻チームが打ち切られた回の表でリードを奪う得点を記録したが、表の攻撃が終わらないうち、または裏の攻撃が始まらないうち、あるいは裏の攻撃が始まっても後攻チームが同点またはリードを奪い返す得点を記録しないうちに、球審が試合の打ち切りを命じた場合

8. 延長回に関わる特別規則（タイ・ブレイク）を適用する。

(1) 延長回に関わる特別規則（タイ・ブレイク）

- ① 9回の攻撃を完了し、両チームの得点が等しいとき、以降の回の攻撃は、0アウト走者1、2塁の状態から行うこととする。
- ② 打者は、前回正規に打撃を完了した打者の次の打順のものとする。
- ③ この場合の走者は、前項による打者の前の打順のものが1塁走者、1塁走者の前の打順のものが2塁走者となる。
- ④ この場合の代打及び代走は認められる。

(2) チーム及び個人記録

チーム及び個人記録は公式記録とするが、以下に掲げる事項に留意することとする。

① 投手成績

- ・規定により出塁した2走者は、投手の自責点とはしない。
- ・完全試合は認めない。
- ・無安打無得点試合は認める。

② 打撃成績

- ・規定により出塁した2走者の出塁の記録はないものとする。ただし、盗塁、盗塁刺、得点残塁等は記録する。
- ・規定により出塁した2走者を絡めた打点、併殺打などはすべて記録する。

9. 「投手が如何なる異物でも、身体につけたり、所持すること」を禁止する規則の適用に際しては「投球に影響を及ぼすようなもの」との解釈とし、監督より申し出があり、審判員が認めたものに限って許可することとする。（規則6.0 2(c)(7)、同[原注]および[注]）

10. 日本野球連盟（社会人野球）スピードアップ特別規程（以下「JABA スピードアップ特別規程」）を遵守する。

11. 審判員の裁定が規則の適用を誤って下された疑いがあるときには、監督だけがその裁定を規則に基づく正しい裁定に訂正するように要請することができる。

(規則 8.0 2(b))

1 2. 監督・プレーヤー等の退場処分について、次のとおりとする。

(1) 退場処分

次の事項に該当し、審判員から退場を宣告された者は、ただちに試合から退き、試合場構内から去るか、あるいはスタンドに座る場合はユニフォームを脱ぎ、自チームのベンチまたはブルペンから離れたところに席を取らなければならない。そして、以後その試合にたずさわることはできない。

- ①審判員の裁定に対し、暴力行為や暴言、侮辱行為を伴って異議を唱えた場合
(規則 6.0 4(a)(2)、同(4)、8.0 1(d))
- ②相手チームに対するスポーツマンらしくない言動(極めて悪質な暴言・暴力行為)を行った場合(規則 6.0 4(a)(2)、8.0 1(d))
- ③打者を狙って投球した場合(規則 6.0 2(c)(9))
- ④極めて悪質で危険なスライディングをした場合(アマチュア野球内規⑨)
- ⑤投球判定(ハーフスイングの判定や JABA スピードアップ特別規程による投球カウントの追加を含む)に異議を唱えるために、審判員の警告にもかかわらず、審判員に向かってきた場合(規則 8.0 2(a)[原注]、8.0 2(c)[原注 2])
- ⑥審判員の警告が発せられた後、次の行為を繰り返した場合
 - A.打者を狙った投球(規則 6.0 2(c)(9))
 - B.タッグプレイのときの走者の走路をふさぐ危険な行為(アマチュア野球内規⑨)
 - C.投手の禁止事項(規則 6.0 2(c)(2)~(7))に違反する行為
 - D.ベンチ内にいる者も含め、競技場内にいる者が審判員の判定や相手チームに対して、野次などの激しい不満の態度を示す行為
 - E.社会人野球申し合わせ事項等、定められた規律に従わない行為
 - F.試合中に電子通信機器を使用する行為

上記 D および E に関する行為は、当事者ではなく、チーム全体への警告とする。この警告を受けた後は、当該チームで同様の行為があれば、警告後に行為のあった当事者が退場を宣告され、当事者が特定できない場合は当該チームの監督が退場を宣告される。

上記 F に関する行為は、当該チームの責任者である監督への警告とし、警告を受けた後、同一の大会で同様の行為があれば、その都度監督が退場を宣告される。ただし、警告を受けている監督が指揮をとらない場合や、すでに監督が試合から退いている場合には、代行として指揮をとる責任者が退場を宣告される。

(2) 退場処分の報告

退場を宣告した審判員或いは責任審判員は、その試合の大会主催者および規則審判委員会委員長へ、処分の顛末を記載した報告書を速やかに提出する。

13. 指名打者ルールを使用する。(規則5.11)

以上